



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現：ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述の背景探索                                          |
| Author(s)        | 西田, 直敏                                                                            |
| Citation         | 北海道大學文學部紀要, 30(2), 129-191                                                        |
| Issue Date       | 1982-03-29                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/33458">https://hdl.handle.net/2115/33458</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 30-50_P129-191.pdf                                                                |



# 徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

—— ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述の背景探索 ——

西  
田  
直  
敏

## 徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

——ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述の背景探索——

西 田 直 敏

### 一、はじめに

イエズス会の通事バテレン、ジョアン・ロドリゲス (João Rodriguez 一五六一?—一六三四) が、宣教師達の日本語学習のために極めて詳細な『日本文典』(Arte de Lingoa de Iapam) を著したのは、慶長九年(一六〇四)のことであった。同書は、日本司教の許可を得て、同年五月以降に長崎学林において印刷を始め、四年の歳月を経て、慶長十三年(一六〇八)に全三巻が完成した。

その第二巻に、よく知られているいわゆる「自敬表現」についての記述がある。

○「関白」(Quambacu) と「公方」(Cubô) は、書状や渡航免許状において、自分自身に敬意を払った言ひ方をする。これがその文体だからである。例へば、Vôxe idasaruru (仰せ出ださるる)、Voboximesu (思召す)、quicoximesu (聞召す)、Yorocobini Voboximesu (喜びに思召す) など。「助辞を伴はないでその語の性質

上敬語動詞に属するもの、また他の謙語動詞に属するものに就いて」中の「助辞を伴はない單純動詞に於ける敬意の度合に就いて、又、丁寧に言ふ場合の規則に就いて」の「附則一」。原本一六七丁 土井忠生訳『日本大文典』五九九頁 三省堂）

この記述をめぐって、先に「自敬表現のゆくえ——ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述から古代的自敬表現の終焉まで——」国語と国文学 第五十八巻第八号（昭和五十六年八月）の拙稿において、ロドリゲスのいう「関白」と「公方」の「書状」は、「御教書」と「御内書」を指すものであることを指摘し、中世、近世初期の「御教書」「御内書」に見える自敬表現の実際の例について言及した。が、「渡航免許状」については述べる余裕を得なかった。また、ロドリゲスのいう文体としての「自敬表現」が実際の文書にどのように用いられているかその実態を更に詳細に調査してみる必要があるうと思った。

本稿は、このような立場から、ロドリゲスの『日本文典』の原稿が完成しつつあった時の将軍徳川家康の文書を中心に十六世紀末から十七世紀初頭の自敬表現の実態を探ってみようとするものである。<sup>（註）</sup>

資料としては、家康の生涯にわたる文書を編年体に集めた中村孝也氏の労作『徳川家康文書の研究』上巻（昭和三十三年）、中巻（昭和三十四年）、下巻之一（昭和三十五年）、下巻之二（昭和三十六年）、（日本学術振興会）によることとし、そこに収載された将軍秀忠の文書をも対象とすることとした。同時代の資料として、奥野高廣氏の『織田信長文書の研究』（上巻昭和四十四年、下巻昭和四十五年、吉川弘文館）も調査したが、信長文書には、ロドリゲスの示した自敬表現の文体は全く用いられていない。信長は、天正五年十一月に内大臣から右大臣に進んでいるが、

意識して自敬表現を用いなかった可能性が強い。また、豊臣秀吉文書については『大日本古文書』の中の浅野家文書に十二通、相良家文書に五通、上杉家文書に二十八通、毛利家文書に六十四通の自敬表現を含むものがある。<sup>(註2)</sup> いずれも秀吉の関白就任(天正十三年(一五八六)七月十一日)後のものである。羽柴筑前守時代の文書には、当然のことであるが、自敬表現を含むものはない。関白就任後は自筆書状にも自敬表現を用いたものがある。<sup>(補註)</sup>

秀吉の養子豊臣秀次の関白時代(天正十九年(一五九二)十二月十八日—文禄四年(一五九五)七月八日)の文書にも自敬表現が用いられていて、浅野家文書に七通、伊達家文書に一通、上杉家文書に二通、毛利家文書に十五通を数えることができる。<sup>(註3)</sup> なお、伊達家文書、上杉家文書、毛利家文書等に秀吉の子豊臣秀頼の文書があるが、自敬表現を用いたものはない。

ロドリゲスが書いているように関白と公方(將軍)が自敬表現の文体を用いたとすれば、足利將軍を追放した実力者信長の書状には自敬表現が用いられていてもおかしくはないところであるが、用いられていない。が、以下に述べするように徳川家康は自分の領国内に限ってであるが、権大納言時代に自敬表現の文体によって書状を認めている。そこに徳川家康文書に見られる自敬表現の特色がある。

#### 註

(1) ロドリゲスの『日本文典』の成立過程については明らかではない。一五八四年一月六日(天正十一年十一月十四日)付、バードレ・ロレンソ・メシヤが、マカオよりコインブラのコレジヨの院長バードレ・ミゲル・デ・ソウザに送った書簡に

は、「我等はすでに文法書及びカレピノ Calepino すなはち辞典を編集し、またニソリヨ Nisolio すなはち大辞典 Te-saurio に着手した。」(村上直次郎訳「イエズス会日本年報下」九六頁 新興国叢書 昭和四十四年 雄松堂書店)とあるので、そうした日本語文法書が既にあつて、ロドリゲスがそれ

## 徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

を利用した可能性もあるが、その文法書がどのようなものであったかは不明である。

(2) 羽柴秀吉の上杉景勝宛直書に見える自敬表現の例を示す。

今度上洛事、誠遠路之心指、不浅候、殊重代竹俣兼光進上之段、別而祝着至候、令抑留、心静上方名所以下、不相残見物有之様ニ、雖可申付候、其国端々者共、景勝遅々候者、可待兼与思召、下国之儀、早々被仰出候き、然而、為礼儀、被差上吉田肥前守候事、悦思食候、其許被明隙候者、来年者十騎甘騎之鉢にても被罷上、遊山尤候、乍去、欠隙候て上洛之儀(長盛)(三成)無用候、委細増田右衛門尉、石田治部少輔可申候也(秀吉)(天正十四年)八月三日

(大日本古文書 上杉家文書之二 二〇一—二〇二頁)

## 二、徳川家康文書及び秀忠文書の自敬表現

徳川家康の文書は、弘治二年(一五五六・十五歳)松平次郎三郎元信の署名のある三河大仙寺への寺領寄進状並びに禁制を最初として、元和三年(一六一六・七十五歳)四月に死去するまで、家康の花押または印章をもって発したものの二、三八〇通に上る。その内容は、所領の安堵・宛行・寺社への寄進、書状、誓書、朝廷・武家・社寺に対する

秀吉は天正十六年(一五八八)に京都聚楽第に後陽成天皇を迎え、諸大名に関白秀吉への絶対服従と忠誠を誓わせ、絶対的な権力を掌握した。以後多方面にわたる文書に自敬表現が用いられている。が秀吉文書の自敬表現については、ひきつづき、考察する予定である。

(3) 豊臣秀次の浅野幸長宛朱印状の自敬表現の例。

大政所他界ニ付而、遠路早速申越之段、精を入儀与思食候、誠永々在陣苦勞被成察察候也(文祿元年)八月廿二日(秀次朱印)

浅野左京大夫とのへ

(大日本古文書 浅野家文書 九六頁)

秀次文書の自敬表現はこの種の内書、感状の類にほぼ限られている。

諸法度、対外的書状、渡海朱印状、来航許可朱印状等にわたる。その中で、自敬表現の見られるものは、「書状」の中の「内書」「感状」の類にはほぼ限られる。自敬表現を含む書状の総数は六十四通である。また、中村孝也氏が家康文書の参考として掲出した將軍秀忠文書の中に自敬表現の見られるものは二十一通を数えることができる。なお、ここに自敬表現としてとりあげるのは家康の花押や印章のある直接家康名で出された文書に見られるものに限る。

今、『徳川家康文書の研究』によって家康文書の数を年次別に示すと次頁の表のようになる。( )内に自敬表現を含む文書の数を示した。

家康及び秀忠の文書に見える自敬表現を誰に対してどういう表現が行われているかを示しつつ、年代順に配列してみると、次のようになる。なお、秀忠文書に見える自敬表現は「」に入れて示す。(資料①)とか「秀忠」とかは次章「自敬表現を含む徳川家康及び秀忠文書総覧」の番号である。

天正二十年  
文禄元年 (一五九二)

祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候

(松平康重宛)

資料①)

祝著被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候

(井伊直政宛)

②)

祝著被<sub>二</sub>思召候<sub>一</sub>

(諏訪頼忠宛)

③)

祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候

(武蔵玉林院宛)

④)

祝著被<sub>二</sub>思召候<sub>一</sub>

(井伊直政宛)

⑤)

文禄二年 (一五九三)

| 文書数   |                                      |                    | 文書数    |                    |
|-------|--------------------------------------|--------------------|--------|--------------------|
| 18    | 権中納言 正三位<br>(秀吉太政大臣 豊)<br>臣となる12月19日 | 慶長 17              | 38     |                    |
| 6     | 権大納言 従二位                             | 18                 | 48(3)  |                    |
| 19    | 左近衛大将                                | 19                 | 70(15) | 大坂冬の陣              |
| 13    |                                      | 元和 元<br>(AD. 1615) | 89(3)  | 大坂夏の陣              |
| 47    |                                      | 2                  | 13     | 太政大臣<br>家康歿(4月17日) |
| 184   |                                      | 年 末 詳              | 69(18) |                    |
| 39(5) | 文禄の役                                 | 文書数合計 2,380(64)    |        |                    |
| 18(1) |                                      |                    |        |                    |
| 8     |                                      |                    |        |                    |
| 11    |                                      |                    |        |                    |
| 6     | 内大臣 正二位                              |                    |        |                    |
| 12    | 慶長の役                                 |                    |        |                    |
| 40    |                                      |                    |        |                    |
| 90    | (秀吉歿 8月18日)                          |                    |        |                    |
| 297   | 関ヶ原戦                                 |                    |        |                    |
| 80(2) |                                      |                    |        |                    |
| 104   |                                      |                    |        |                    |
| 70    | 征夷大將軍右大臣<br>江戸幕府開府                   |                    |        |                    |
| 58    |                                      |                    |        |                    |
| 30    | (秀忠征夷大將軍, )<br>内大臣                   |                    |        |                    |
| 32    |                                      |                    |        |                    |
| 9(5)  |                                      |                    |        |                    |
| 45(1) |                                      |                    |        |                    |
| 83(3) |                                      |                    |        |                    |
| 40(8) |                                      |                    |        |                    |
| 23    |                                      |                    |        |                    |



## 年次別徳川家康文書数

( ) 内は自敬表現を含む文書数

|                     | 文書数  |                   |                    |
|---------------------|------|-------------------|--------------------|
| 松平元信時代              |      |                   | 天正 14              |
| 弘治 2～4              | 4(通) |                   | 15                 |
| 松平元康時代              |      |                   | 16                 |
| 永禄元～6               | 20   |                   | 17                 |
| 松平家康時代              |      |                   | 18                 |
| 永禄 6～9              | 33   | 永禄 9<br>従五位下 参河守  | 19                 |
| 徳川家康時代              |      |                   | 天禄 元<br>(AD. 1592) |
| 永禄 10<br>(AD. 1567) | 1    |                   | 2                  |
| 11                  | 11   | 左京大夫              | 3                  |
| 12                  | 39   |                   | 4                  |
| 元亀 元<br>(AD. 1570)  | 6    |                   | 慶長 元<br>(AD. 1596) |
| 2                   | 7    | 侍従 従五位上           | 2                  |
| 3                   | 3    |                   | 3                  |
| 天正 元<br>(AD. 1573)  | 14   |                   | 4                  |
| 2                   | 14   |                   | 慶長 5<br>(AD. 1600) |
| 3                   | 7    |                   | 6                  |
| 4                   | 2    |                   | 7                  |
| 5                   | 5    | 右近衛権少将 従四位下       | 8                  |
| 6                   | 3    |                   | 9                  |
| 7                   | 6    |                   | 10                 |
| 8                   | 9    |                   | 11                 |
| 9                   | 21   |                   | 12                 |
| 10                  | 225  | 本能寺の変             | 13                 |
| 11                  | 116  | 左近衛権中將 正四位上       | 14                 |
| 12                  | 78   | 参議 従三位            | 15                 |
| 13                  | 44   | (羽柴秀吉関白となる 7月11日) | 16                 |

御祝著被<sub>レ</sub>思食<sub>二</sub>候 (二宮社神主宛)

(6)

慶長六年 (一六〇一)

誠感恩召候

(仁賀保拳誠宛)

(7)

被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候

(相良頼房宛)

(8)

慶長十二年 (一六〇七)

被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>聞召<sub>二</sub>候

(故松平秀康重臣宛)

(9)

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候

(同 右)

( )

悦思食候

(有馬豊氏宛)

(10)

舟役之儀被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候

(角倉了意宛)

(11)

祝著思召候

(亀井慈矩宛)

(12)

感恩思食候

(加藤嘉明宛)

(13)

〔被<sub>レ</sub>聞食及<sub>二</sub>候

(本多富正宛)

秀忠 1〕

〔忠節不<sub>レ</sub>浅思召之間

(同 右)

〔 〕

慶長十三年 (一六〇八)

如<sub>二</sub>前々<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>訖 (稲葉紀通宛)

(14)

慶長十四年 (一六〇九)

被<sub>レ</sub>感恩思食<sub>二</sub>候 (島津家久宛)

(15)

悦思召候也

(島津家久宛

⑩)

悦思食候也

(島津惟新宛

⑪)

〔欣思召候

(島津惟新宛

秀忠 2)

慶長十五年(一六一〇)

喜思召候

(細川忠利宛

⑫)

悦思食候

(伊束祐慶宛

⑬)

悦思食候

(加藤清正宛

⑭)

祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候

(本多康重宛

⑮)

喜思召候

(池田輝政宛

⑯)

喜思召候

(生駒正俊宛

⑰)

喜思召候

(稻葉典通宛

⑱)

悦思召候

(黒田長政宛

⑲)

〔察思召候

(細川忠利宛

秀忠 3)

〔辛苦察思召候

(竹中重門宛

秀忠 4)

慶長十八年(一六一三)

悦思召候

(平野長泰宛

⑳)

万事頼思召候

(一乗院宛

㉑)

万事憑思召候

(喜多院宛)

(28)

〔辛身思召之通

(平野長泰宛)

秀忠5〕

慶長十九年(一六一四)

悦思召候

(伊達政宗宛)

(29)

悦思食候

(有馬豊氏宛)

(30)

悦思食候

(高橋元種宛)

(31)

一圍被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>訖

(前田利光宛)

(32)

案思召之处

(片桐旦元宛)

(33)

御満足思召候

(同)

右

( )

御祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候

(池田忠継宛)

(34)

御感恩召候

(稲田示植宛)

(35)

御感恩召候

(稲田植次宛)

(36)

達高聞

(山田宗登宛)

(37)

御感恩召候

(同)

右

( )

達高聞

(橋口正長宛)

(38)

御感恩召候

(同)

右

( )

達高聞

(森村重宛)

(39)

御感思召候

(同 右)

御感思召候

(森氏純宛 40)

御感想召候

(岩田政長宛 41)

御感思召候

(横河次大夫宛 42)

御感思召候

(箕浦勘右衛門尉 43)

〔大軍を召つれ候

(本多正純宛 秀忠 6)〕

〔大軍を召連候故

(藤堂高虎宛 秀忠 7)〕

〔実以感思召候

(蜂須賀蓬庵宛 秀忠 8)〕

慶長二十年  
元和元年 (一六一五)

欣思召候

(最上家親宛 44)

頼思召候

(荒尾成房宛 45)

御感思召候

(浅野長晟宛 46)

〔感思召候

(稲田示植宛 秀忠 9)〕

〔感思召候

(稲田植次宛 秀忠 10)〕

〔感思召候

(山田宗登宛 秀忠 11)〕

〔感思召候

(樋口正長宛 秀忠 12)〕

〔感思召候

(森村重宛 秀忠 13)〕

〔感恩召候〕 (森氏純宛) 秀忠 14)

〔感恩召候〕 (岩田政長宛) 秀忠 15)

〔感恩召候〕 (戸村義国宛) 秀忠 16)

〔感恩召候〕 (梅津憲忠宛) 秀忠 17)

〔感恩食候〕 (黒沢道家宛) 秀忠 18)

〔感恩食候〕 (大塚資郷宛) 秀忠 19)

〔感恩食候〕 (信太勝行宛) 秀忠 20)

〔神妙思食候〕 (浅野長晟宛) 秀忠 21)

年未詳

悦思食候 (多賀谷重経宛) (47)

悦思食候 (多賀谷重経宛) (48)

悦思食候 (多賀谷重経宛) (49)

喜思召候 (多賀谷重経宛) (50)

悦思召候 (徳川頼宣宛) (51)

喜思召候 (徳川頼宣宛) (52)

喜思召候 (徳川頼宣宛) (53)

悦思召候 (徳川頼宣宛) (54)

|                      |             |      |
|----------------------|-------------|------|
| 喜思召候                 | (毛利宗瑞△輝元▽宛) | (55) |
| 悦思召候                 | (毛利宗瑞宛)     | (56) |
| 悦思召候                 | (毛利宗瑞宛)     | (57) |
| 悦思召候                 | (小笠原長臣宛)    | (58) |
| 喜思召可 <sub>レ</sub> 申也 | (津輕為信宛)     | (59) |
| 悦思食候                 | (樫村孫兵衛宛)    | (60) |
| 悦思召候                 | (秋田実季宛)     | (61) |
| 悦思食候                 | (秋田実季宛)     | (62) |
| 悦思召候                 | (秋田実季宛)     | (63) |
| 悦思召候                 | (秋田実季宛)     | (64) |

家康文書を自敬表現という視点で区分すれば、大きく三つの時期に分けられる。

第一期は、文禄元年以前で、自敬表現が見出されない時期である。この時期は、織田信長、豊臣秀吉の天下取りの時代で、家康は東海・関東の大名であってまだ天下に覇を唱えるには至らなかった。即ち、自敬表現を文書に用いるような身分ではなかったのである。

第二期は、文禄元年から慶長五年に至る時期である。実例の見える文禄元年で線を引いたが、或いは権大納言近衛大将に昇進した天正十五年にしてもいいかも知れない。この時期に、家康は前田利家と並んで豊臣政權下の最有力大

名であった。文書に自敬表現が用いられ始めているが、その相手は全て自己の家臣か自分の領国内の社寺である。

第三期は、慶長五年の関ヶ原の戦で勝利し、天下の実権を握り、やがて慶長八年に征夷大將軍に任ぜられ、江戸幕府を開き、全国の諸大名を全て支配下に置くようになる時期である。この時期になると諸大名に対しても自敬表現を用いた内書が用いられるようになる。この時期の家康の地位は、慶長十年四月秀忠に將軍職を譲った後も大御所として益々強固で隔絶した絶対的なものとなっていた。その最もはっきり示されているのは、大坂冬の陣の感状に見える自敬表現である。家康は<sup>(35)</sup>～<sup>(43)</sup>に至る感状に「御感恩召候」と家康に最大の敬意を払った書き方を用いている。これに対して秀忠の方は「秀忠9」―「秀忠20」に至るまで、感状は全て「感恩召候」となっている。<sup>(35)</sup>―<sup>(40)</sup>、「秀忠9」―「秀忠15」の六通は、同一人に家康と秀忠の両方から感状が与えられているので、或は、それぞれの祐筆が意識して書いていたことを示すのであろう。なお、秀忠の自敬表現は、中村孝也氏の掲出されたものでは慶長十二年から用いられている。

「内書」は室町幕府で足利義満頃から足利義昭に至るまで將軍に限って称されたもので、織田信長や豊臣秀吉には「内書」という名称の書状はなかったが、家康に至って再び「内書」の名称を用いるようになり、以後、代々の徳川將軍は「御内書」を出している。(註一)

前述したように、織田信長の文書には自敬表現が見出されないが、信長の家臣たちは、信長の書状を「御内書」と称していた。たとえば信長側近の菅屋長頼は、天正十年正月二日、能登溫井景隆・三宅長盛宛の副状に

為改年の御祝儀、銀子十枚、鰯三御進上、則披露申候、早々御祝着之越、相見御内書候、(下略)(奥野高廣『織田信長文書の研究』下卷五七二頁)と書いている。



また、家康は、禁制の書式などに伝統的な様式を採用し、「伝統に従うことによって、自己の權威を確立したのである」とも言われている。<sup>(註2)</sup>

家康文書における自敬表現は、家康の權威の言語的象徴であり、また、その表現も伝統に従うことによって更に一層自己の權威を確立するように働いたものであったと言える。

但し、「御内書」の全てに自敬表現が用いられた訳ではなく、感状の類においても用いられていないものもある。

そのユレは必ずしも有意的な差ではないが、自敬表現の用いられているものには、家康の地位、權威を明確に示す意識が働いていると見ることができよう。それが自敬表現を含む文体の伝統的な意識だからである。その典型は、毛利輝元への書状における待遇表現の変化に見ることができる。関ヶ原の戦までは、輝元は家康とともに豊臣政権の五大老の一人であった。この時期までの輝元宛家康文書には、当然のことながら自敬表現は全く用いられていない。たとえば

昨日者思食寄、見事成櫛柑くねふ送給、祝着之至存候、猶以<sub>レ</sub>面可<sub>二</sub>申承<sub>一</sub>候条令<sub>二</sub>省略<sub>一</sub>候、恐々謹言

卯月朔日

家康（花押）

〔毛利家文書〕（中村孝也『徳川家康文書の研究』下之二 二七二頁 以下本書からの引用は書名を略し、巻と頁数を示す）

の如く「恐々謹言」を用いた鄭重な礼状を出している。が、大坂方の盟主であった輝元が関ヶ原の戦に敗れて家康に大坂城を開け渡し、その軍門に降り、所領百二十万五千石から周坊、長門二か国三十六万九千石に減封されて、辛う

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

じて毛利家を存続させることを得、輝元は入道して幻庵宗瑞となると、家康との地位の隔絶は絶対的なものとなり、  
為端午之祝儀、帷子五之内単物三到来、喜思召候也

五月五日

家康黒印

宗瑞

〔毛利家文書〕（下之二 二七三頁）

の類の自敬表現を用いた礼状が与えられている。

家康、秀忠の文書に用いられた自敬表現は、ロドリゲスが例示した「聞し召す」「思召す」「喜びに思召す」のほか、  
「祝着に思召す」「祝着に思召さる」「感じ思召す」「御感に思召す」「御満足に思召す」「案じ思召す」「頼み思召す」  
「仰せつけらる」「召し連れ」などにわたっている。一見して、自敬表現であるのか、第三人称者への尊敬表現であるのか、次の書状の如く問題になりそうなものもある。

其地之普請一段被<sub>二</sub>相稼<sub>一</sub>之由、自<sub>三</sub>宰相所<sub>二</sub>申越候、祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候、留守中之儀、万端可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入情事肝要候也。

これは天正二十年九州名護屋へ出陣した家康が江戸城普請に当たっている松平康重に送った書状であるが、「祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>」が秀忠のことのようにも見える。しかしながら、もし家康が我が子の秀忠（当時十四歳）に敬意を払って表現したとすれば、次に示す、当時の家康側近の全阿弥が書いているように「被成御祝着」と書かれたであろう。従って、「祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>」は家康の自敬表現と解される。

御状令<sub>レ</sub>拜見候、仍遠国長陣為<sub>二</sub>御届と<sub>一</sub>從<sub>三</sub>三ヶ寺<sub>一</sub>、蠟燭百五十挺則披露申候得者、一段と被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>御祝着<sub>一</sub>、御黒印を被<sub>レ</sub>遣之候間、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御心易<sub>一</sub>候、随而拙者方へ從<sub>三</sub>三ヶ寺<sub>一</sub>參十挺忝存候、恐々謹言

極月廿九日

全阿彌(花押)

円覚寺

〔円覚寺文書〕(中 二二四頁)

文祿元年、名護屋在陣の家康に鎌倉の円覚寺から蠟燭を送られたことへの家康の礼状に添えた寺社取扱の全阿弥の添状である。

註

(1) 『説史總覽』一三七九頁 昭和四十一年 人物往来社

(2) 『説史總覽』一三八一頁

### 三、自敬表現を含む徳川家康及び秀忠文書総覧

(一) 第一期 文祿元年(一五九二)以前、文書に自敬表現を用いていない時期である。家臣の武功に対して与えた感状にも、鄭重な「恐々謹言」を用いている。

昨六日敵少々引出刻、父子別而被<sub>レ</sub>入<sub>情</sub>之旨、令<sub>二</sub>祝著<sub>一</sub>候、彌此節走廻專一候、連々聞及候に無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>候、萬々才

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

寛尤候、恐々謹言

(天正十年)

八月七日

御名乗御直判

曲淵勝左衛門殿

〔譜牒余録後編〕(上 三三一—三三三頁)

(二) 第二期 文禄元年(一五九二)から慶長五年(一六〇〇)。天正十五年(一五八六)に権大納言になり、秀吉の下で、前田利家と並ぶ有力な大名になった家康は、この時期に、文禄の役で、九州名護屋に出陣した。この時期に領内の寺社からの贈物や、家臣からの報告等に対する礼状や返書に自敬表現が用いられるようになる。家康の地位に対する權威づけとして行われるようになったものであろうが、その提案者や、最初に文書に自敬表現を用いたのが家康であったか、祐筆であったか、などは明らかではない。また、同日に発せられた文書でも、自敬表現の用いられているものと用いられていないものがあり、自敬表現が統一的に用いられたものでないことを示している。

なお、家康はめったに自筆の書状を書かなかつたらしく、慶長五年八月に、人質として江戸にいた前田利長の生母芳春院の侍士村井豊後守長頼宛に芳春院への披露を予想して利長の功労を賞して書いた書状の追而書に「われら、ひさくふみかき申さす候へ共」と自筆書状が特例であることを断っている。従って、以下の家康文書は殆どが祐筆の手になるものである。

今度は、<sup>(肥前守前田利長)</sup>ひせん殿、<sup>(加賀)</sup>かゝ之国内、<sup>(天聖寺表)</sup>大しやうしおもてへ、御はたらき、御てから之やうす申来、ちうせつと存候、

一入／＼まんそく無<sub>二</sub>申計<sub>一</sub>候、此上はほつこく之儀、きり取に進し候、此よしはうしゆいん殿へ、よく心得御申候て可<sub>レ</sub>給候、其方も長々御くろうと存候、やかて上向きなりなひけ、はうしゆいん殿御むかいまいらせ申へく候、めてたくかしく、

(慶長五年)  
八月廿六日

(内府) (家康)  
大ふ 在御判

(豊後守長頼)  
村井ふんこ殿

尚々われら、ひさ／＼ふみかき申さす候へ共、まんそく申事候間、自筆にて申入候、以上

〔村井重頼覚書〕(中 六三三―六三四頁)

天正二十年・文禄元年(一五九二)

①其地之普請一段被<sub>二</sub>相稼<sub>一</sub>之由、自<sub>二</sub>宰相所<sub>一</sub>申越候、祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候、留守中之儀、万端可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>情事肝要候也</sub>(橋)

(天正二十年)  
九月十一日

家康印

(康重)  
松平周防守とのへ

〔光西寺文書〕(中 八二六―八二七頁)

松平康重は松平康親(松井忠次)の子。家康の家臣。康重は天正十一年、家康の諱の一字を与えられて康次と名乗り、後に康重と改名した。天正十八年、武藏騎西二万石を与えられた。文禄の役で家康の名護屋出陣中、江戸城の普請に当たっていた。

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

②追而其許普請之絵図被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>念被<sub>二</sub>指越<sub>一</sub>候間、見届祝著候、已上、

其地之普請一段被<sub>二</sub>相稼<sub>一</sub>之由、從<sub>二</sub>宰相<sub>一</sub>所<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候、祝著被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、留守中之儀、万端可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入精事肝要候、謹言

(天正二十年)

九月十一日

(井伊直政)

井侍從とのへ

(家康)  
御黒印

〔木俣文書、井伊家覚書〕(中 二二六頁)

右の「祝著被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>」は家康の自敬表現であるが、「追而」書には「祝著候」となっている。家康の名護屋出陣中、直政は秀忠(十四歳)の補佐として江戸城に残り、城普請をしていた。

なお、同文の書状が諏訪頼忠にも送られている。

③其地之普請一段被<sub>二</sub>相稼<sub>一</sub>之由、從<sub>二</sub>宰相<sub>一</sub>所<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候、祝著被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、留守中之儀、万端可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入情事肝要候也

(天正二十年カ)

九月十一日

(頼忠)

諏訪安芸守とのへ

(家康)  
壺ノ御印

〔諏訪家譜所収文書〕(中 二二六頁)

諏訪頼忠は、信濃諏訪城主で天正十年家康に従属した。

④遠路為<sub>二</sub>音信<sub>一</sub>、飛脚殊陣中祈念之守札到来、祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候、猶全阿彌可<sub>レ</sub>申候也

(内山正次)

(天正二十年)  
十月十日

(家康)  
黒印

玉林院

〔武州文書〕(中 二一九頁)

名護屋在陣の見舞として武蔵足立郡中尾村の玉林院から陣中祈念の守札を贈られたのに対する礼状。全阿彌(善阿彌・石山正次)は家康の取次役で主として寺社の事を掌った。

なお同日付の次の文書には自敬表現は見えない。従って、常に自敬表現が用いられた訳ではない。

遠路為<sub>二</sub>音便、飛脚殊陣中祈念之守札、並下緒到来、祝著候間、全阿弥可申謹言

(慶長二十年)  
十月十日

(家康)  
御黒印

不動院

〔武州文書〕(中 二一八―二一九頁)

武蔵葛飾郡小淵村の不動院から名護屋在陣の見舞として、祈念の守札、下緒などを贈られたのに対する礼状。

⑤節々飛脚祝著被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、猶中納言殿著氣候間、万事可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精候、謹言

(天正二十年)  
十一月十八日

壺形黒印

(直政)  
井伊侍従とのへ

〔中村不能斎特集文書〕(中 二二二頁)

江戸残留の井伊直政からの報告を嘉した書状。

文禄二年（一五九三）

⑥ <sup>（肥前）</sup>当国在陣為<sub>レ</sub>届、遠路罷越候事、御祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候也

正月二日

家康黒印

相州

二宮神主

〔淘綾郡文書〕（中 二二九頁）

家康肥前名護屋在陣中に相模二宮社の神主が使者を遣して見舞ったのに対する礼状。

（二）第三期 慶長五年以降、関ヶ原の戦で、名実ともに天下の権を手にし、江戸幕府を開いて將軍となった時期である。直属の家臣以外の、かつての豊臣政権下で肩を並べた大名たち、特に豊臣家子飼いの武將たち、福島正則、加藤清正らや、家康と拮抗する大勢力であった奥羽の伊達政宗、薩摩の島津家久等々、家康の麾下に新たに参じた大名たちに対しても、自敬表現を用いた文書を与えている。家康文書の自敬表現の用例の大半はこの時期のものである。

慶長六年（一六〇一）

⑦ 注進状到来披見候、仍庄内表江相働、始菅野城之責崩、敵数多討捕、殊被<sub>レ</sub>疵、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>段、誠感恩召候、猶本



多彌八郎可<sub>レ</sub>申候也

(正純)  
(慶長六年)  
五月三日

(家康)  
御朱印

仁賀保兵庫頭殿

仁賀保率誠は出羽由利郡仁賀保領主。同国飽海郡菅城攻略の戦功を賞したもの。

〔古文書集〕(下之一 六三頁)

⑧米良山之儀、如<sub>二</sub>前々、鷹巢山被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、然者彼巢山、弓鉄炮一切不可<sub>レ</sub>入候、并於<sub>二</sub>巢山之中、山畑焼候事、是

又可<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>候、以<sub>二</sub>右之旨、米良小右門尉堅可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候也

(衛脱)  
(慶長六年)  
九月廿九日

(家康)  
御黒印

(頼房)  
相良左兵衛尉殿

肥後人吉城主相良頼房に対し米良山を鷹の巢山に指定し、狩猟等を禁すべきこと命じた下命書。

〔相良家文書〕(下之一 八〇頁)

慶長十二年(一六〇七)

(松平秀康)

⑨中納言死去<sub>レ</sub>而、追腹切、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>伴と申者共有<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>候、致<sub>二</sub>其死<sub>一</sub>易、立<sub>二</sub>其主<sub>一</sub>難と有<sub>レ</sub>之、若於<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>

(省脱カ)

左様之意、則手置可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、中納言存<sub>レ</sub>忠輩者、加様之儀有<sub>レ</sub>間敷候、若於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者、子孫迄可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御絶<sub>一</sub>由、

御意旨候也

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

(慶長十二年)

閏四月廿四日

(家康)  
御黒印

越前年寄中

家康の次男秀康が三十四歳で歿した時に、その家臣に殉死を禁じたもの、將軍秀忠も特に本多富正に内書を与えている。

〔譜牒余録〕(下之一 五一頁)

(中納言秀康)

〔秀忠〕今度黄門可令供之由、遠而存之旨被聞食及候、沙汰之限候、至三河守於取立者、忠節不淺思召之間、深可存其旨候也

(慶長十二年)

後卯月十六日

(秀忠)  
御黒印

本多伊豆守とのへ

〔譜牒余録〕(下之一 五一―一五二頁)

⑩其許普請被入精之故、本丸出来悦思食候、炎上之時分、一入苦勞候也

(慶長十二年)

六月廿日

(家康)  
御黒印

(豊氏)  
有馬玄蕃頭とのへ

駿府城修築の助役を行った丹波福知山城主有馬豊氏の勞を犒ったもの。

〔譜牒余録〕(下 五一―六頁)

⑪自<sub>二</sub>信州<sub>一</sub>至<sub>二</sub>遠勃懸塚<sub>一</sub>舟路見立候付而、舟役之儀被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候也  
(慶長十二年)

六月二十日

(家康)  
(朱印)

角倉了意

天龍川の水運を開くために角倉了意に舟役を命じた朱印状。

〔大悲閣千光寺文書〕(下之一 五一九頁)

⑫今度駿府就<sub>二</sub>普請<sub>一</sub>早々人申付差越出来、祝著思召候也

(慶長十二年)

十月十七日

家康朱印

龜井武藏守とのへ  
(茲矩)

〔龜井文書〕(下 五二二―五二三頁)

駿府城竣工の労を嘉賞した家康の内書。

⑬今度駿府普請付而、其方入念堅申付、差越候者共入<sub>レ</sub>精故、早速出来、感悦思食候也

(慶長十二年)

十月四日

家康朱印

(嘉明)  
加藤左馬介とのへ

〔東京古典会古典籍展覽出品〕(下之二 二四一頁)

駿府築城の助役の大名にその労を謝した内書。

慶長十三年（一六〇八）

（道通）

⑭稲葉藏人跡職之儀、如前々被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>訖、彌將軍<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>抽<sub>レ</sub>忠勤<sub>一</sub>者也

（慶長十三年）

三月十九日

（紀通）

稲葉大夫とのへ

家康公御朱印

（秀忠）

伊勢田丸城主稲葉藏人道通の弟紀通に家督を相続させた朱印状。

〔別本稲葉家譜〕（下之一 五三五―五三六頁）

慶長十四年（一六〇九）

⑮琉球之儀、早速属<sub>ニ</sub>平均<sub>一</sub>之由注進候、手柄之段、被<sub>レ</sub>感恩<sub>一</sub>食<sub>一</sub>候、則彼国進候条、弥仕置等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>候也

（慶長十四年）

七月七日

（島津家久）

薩摩少将とのへ

家康公御黒印

〔後編 薩藩旧記雜録〕（下之一 五七八頁）

島津家久の琉球平定の功を賞し、琉球国を与えた内書

⑯琉球国可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>領知<sub>一</sub>之旨申遣候处、祝著之段尤候、（為脱力）音信、仏草花、盛花、并硫磺千斤、唐屏風、繡珍五卷到来、

悦思召候也

（慶長十四年）

十二月廿六日

家康御黒印

(島津家久)  
薩摩少將殿え

〔後薩藩旧記雜録〕(下之一 五九八頁)

琉球を与えた家康に島津家久が仏草花等の献上品を送ったことへの返書。

⑬為<sub>二</sub>音信<sub>一</sub>段子十端、象牙、并南蛮鉄炮到来、悦思食候也  
(カキ入)  
(綴)

慶長十四年  
十二月廿六日

(家康)  
御黒印

(推新)  
嶋津兵庫入道とのへ

〔後薩藩旧記雜録〕(下之一 五九九頁)

〔秀忠2〕就<sub>二</sub>先度琉球一果之旨注進到来、以<sub>二</sub>内書<sub>一</sub>申越候訖、依<sub>レ</sub>之太刀一腰、馬一匹、并緞子拾卷欣思召候、委細

(正信)  
本多佐渡守可<sub>二</sub>申述<sub>一</sub>候也  
(朱カキ)

慶長十四年  
極月十五日

(島津准新・義弘)  
羽柴兵庫入道とのへ

秀忠御判

〔後薩藩旧記雜録〕(下之一 六〇一頁)

慶長十五年(一六一〇)

⑭其許普請被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精候故、本丸早々出来、喜思召候、暑天之時分一入苦勞候也

北大文学部紀要

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

(慶長十五年)

六月廿日

家康公御黒印

(忠利)  
細川内記とのへ

〔細川家記〕(下之一 六二〇頁)

名古屋城築城の手伝をした細川忠利への内書、將軍秀忠も五月十九日に細川忠利の労を犒う内書を与えている。

〔秀忠3〕就<sub>ニ</sub>其地普請、辛勞之段、察思召候、猶重而可<sub>ニ</sub>申越<sub>一</sub>候也

(慶長十五年)

五月十九日

秀忠公御黒印

(忠利)  
細川内記とのへ

〔細川家記〕(下之一 六二〇頁)

〔秀忠4〕就<sub>ニ</sub>今度其許普請、辛苦察思食候、猶使者可<sub>レ</sub>申候也

(慶長十五年)

三月廿五日

秀忠黒印

(重門)  
竹中丹後守殿

〔竹中文書〕(下之一 六三〇頁)

名古屋城築城の労を犒った内書。

①其許普請被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>情之故、本丸早々出来、悦思食候、炎天之時分一入苦勞候矣<sub>(也カ)</sub>

(慶長十五年)  
六月廿日

家康公御黒印

伊東修理亮とのへ

〔日向記〕(下之一 六一九頁)

名古屋城築城の手伝をした日向飲肥城主伊東祐慶への慰労の内書。次の加藤清正への内書も同じ時のものである。

②①其許普請被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精之故、本丸早々出来、悦思食候、炎天之時分一入苦劳候也

(慶長十五年)  
六月二十日

家康黒印

加藤肥後守とのへ

〔加藤神社文書〕(下之一 六一九―六二〇頁)

②①其地之普請一段被<sub>二</sub>相稼<sub>一</sub>之由、從<sub>二</sub>宰相所<sub>一</sub>申越候、祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候、留守中之儀、万端被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精事肝要候也

(慶長十五年)  
九月十一日

権現様  
御黒印

本多豊後守とのへ

〔譜牒余録〕(下之一 六三二―六三三)

名古屋城築城工事に助力した岡崎城主本多康重を慰労した内書。

②②今度就<sub>二</sub>名護屋普請<sub>一</sub>、昼夜被<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精之故、早速出来、喜思召候、猶本多上野介可<sub>レ</sub>申候也

北大文学部紀要

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

(慶長十五年)  
九月晦日

神君御黒印

(池田輝政)  
播磨少将殿

〔吉備温故〕(下之一 六三三頁)

名古屋城築城助役の播磨姫路城主池田輝政を慰勞した内書。

②③ ②④ 全く同文の内書が、同日に②③讃岐高松城主生駒正俊、②④豊後臼杵城主稲葉典通に与えられている。(下之一 六三四頁)

また、ほぼ同文の内書が筑前福岡城主黒田長政に与えられている。

②⑤ 今度就<sup>(精)</sup>名古屋普請、昼夜被<sup>(精)</sup>入<sup>(精)</sup>情候故、早速出来、悦思召候、猶本多上野可<sup>(正純)</sup>申候也

(慶長十五年)  
九月晦日

(家康ノ殿)  
秀忠御黒印

(長政)  
黒田筑前守とのへ

〔別本黒田家譜〕(下之一 六三三頁)

中村孝也氏は右の「秀忠」は「家康」の誤としている。従って、家康の自敬表現に加える。

慶長十八年(一六一三)

②⑥ 其許普請入<sup>(家康)</sup>精之故、本丸早々出来、悦思召候、炎暑之時分一入苦勞候也

(慶長十八年)  
六月廿日

御黒印



平野遠江守殿

二条城普請の功を賞した内書である。將軍秀忠も次の内書を与えている。

〔書上古文書〕（下之一 七七八頁）

〔秀忠5〕其許長々普請、炎氣之節、別而辛身思召之通、岩瀬吉左衛尉可申候也

（慶長十八年）  
六月七日

（秀忠）  
御黒印

平野遠江守殿

②7 今度為<sub>二</sub>學問、廓山其地之進候、彼仁取立之僧候之間、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>心御伝候而可<sub>レ</sub>給候、万事頼思召候、恐々謹言

（慶長十八年）  
十月十日

（家康）  
御黒判

一乗院殿

〔本光国師日記〕（下之一 八〇〇―八〇一頁）

廓山は家康が生母の菩提を弔うために建てた小石川伝通院の僧で、奈良に遣して一乗院門跡尊勢及び喜多院空慶に就いて修学させた。その時の依頼状である。次は空慶への依頼状である。

②8 今度為<sub>二</sub>學問、廓山其地<sub>え</sub>進候、彼仁取立僧候間、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>心被<sub>レ</sub>伝候而可<sub>レ</sub>給候、万事憑思召候、謹言

（慶長十八年）  
十月十日

（家康）  
御判

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

喜多院

〔譜牒余録〕（下之一 八〇一頁）

慶長十九年（一六一四）

②<sup>9</sup>其許就<sup>ニ</sup>普請、昼夜被<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>精之段、悦思召候也

（慶長十九年）

五月廿七日

（伊達政宗）

大崎少将殿

権現様御黒印

〔伊達政宗記録事蹟考記〕（下之一 八二八頁）

慶長十九年三月、家康の第六子松平忠輝が高田に築城した時に助役の大名の一人として政宗が自ら越後に赴き工事を督した勞を擣つたもの、政宗に対する数多くの書状には見られなかった「悦思召」の表現が用いられていることが注意される。因に忠輝の室は政宗の女で姻戚関係にあった。

③<sup>0</sup>其許普請被<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>精之故、本丸早々出来悦思食候、炎天之時分、一入苦勞候也

（慶長十九年）

六月廿日

（豊氏）

有馬玄蕃頭とのへ

（家康）  
御黒印

〔譜牒余録〕（下之一 八二九頁）

丹波福知山城主有馬豊氏が江戸城修築助役をした時の本丸竣工に際しての内書である。

③①これと全く同文の内書が同日に高橋元種に与えられている。(下之二 二五八頁)

この時期の内書には自敬表現が用いられることが多かったと見られるが、常に用いられたというわけではなかったことを、次の毛利氏の一族吉川藏人頭広家への内書が示している。

遠路普請、不<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>昼夜<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>精早々<sub>一</sub>出来之由感悦候、仍、帷子并羽折拾遣<sub>二</sub>之<sub>一</sub>候也

(慶長十九年)  
五月六日

(家康)  
御黒印

吉川藏人頭とのへ

同文の内書が翌五月七日に福原越前守広俊にも与えられている。(下之一 八二八頁)

同年九月、家康は駿府にあったが、江戸城修築工事に助役した藤堂高虎に内書を与えて労を犒ったが、これにも自敬表現はない。

今度江戸普請付而、日夜入<sub>二</sub>精之由<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>將軍<sub>一</sub>被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候、乍<sub>二</sub>恒も<sub>一</sub>苦勞之儀、喜悦候也

(慶長十九年)  
九月三日

(家康)  
黒印

藤堂和泉守殿

〔藤堂文書〕(下之一 八三四頁)

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

③加賀・能登・越中三ヶ国之事、一園被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>訖、者守<sub>二</sub>此旨、可<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>忠勤<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件

(慶長十九年)

九月十六日

(家康)  
御直判

(前田利光)

松平筑前守殿

〔駿府記〕(下之一 八四四頁)

加賀金沢城主前田利長の死によって、その後を継いだ利光(利常)に与えた領国安堵状。

③今度倭人之族、種々就<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>申事<sub>一</sub>、其方事一入案思召之処、無<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>茨木迄被<sub>二</sub>立還<sub>一</sub>之由、御満足思召候、猶本多上

野介可<sub>レ</sub>申候也

(慶長十九年)

十月七日

(家康)  
花押

片桐市正とのへ

〔片桐文書〕(下之二 二五二頁)

大坂城中の主戦派と軋轢を生じた片桐且元がその居城茨木城に無事立退いたことを悦んだ内書である。

〔秀忠6〕早々出馬可<sub>レ</sub>仕之旨、被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候之趣、忝奉<sub>レ</sub>存候、路次無<sub>二</sub>由断<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>参候へとも、大軍を召<sub>二</sub>つれ候者、お  
そく可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>と存、迷惑仕候

(下略)

〔武州文書〕(下之一 八六三―八六四頁)

慶長十九年十月二十四日大坂冬の陣に加わるべく江戸を進発した將軍秀忠が自分が到着するまで大坂城攻撃を待ってほしいと本多正純に言い送った直書の冒頭部である。

〔秀忠?〕書狀今日懸川にて令<sub>レ</sub>披見<sub>一</sub>候、路次中飛立程におもひ候へども、大軍を召連候故、はかゆき候はて令<sub>レ</sub>迷惑<sub>一</sub>候

(下略)

〔藤堂文書〕(下之一 八六七頁)

十月二十八日に藤堂高虎に出した〔秀忠6〕と同趣旨の直書。

③④河越候而、大和田致<sub>二</sub>責捕<sub>一</sub>之由、手柄共候、一段御祝著被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>候也

(慶長十九年)

十一月七日

(家康)

御黒印

(池田忠継)

松平左衛門督とのへ

〔譜牒余録〕(下之一 八七六頁)

池田忠継は備前岡山城主、大坂冬の陣緒戦の戦功に対して家康が即刻感状を与えたもの。忠継は家康の孫である。駿府記は家康が「御機嫌快然、御褒美内書被<sub>レ</sub>遣」と記した。

③⑤於<sub>二</sub>大坂仙波表<sub>一</sub>、蜂須賀阿波守手、紛<sub>レ</sub>夜切出之处、合<sub>レ</sub>鐘則追<sub>二</sub>崩敵<sub>一</sub>、剩蒙<sub>レ</sub>疵之条、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>仕合粉骨之至、御感恩召

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

候也

(慶長十九年)

十二月廿四日

(家康)  
御書判

稲田修理亮とのへ

大坂冬の陣に戦功のあった武士に家康は多くの感状を出している。

〔寛永諸家系図伝〕(下之一 八八三頁)

③⑥ 今度於大坂仙波表、蜂須賀阿波守手、紛夜切出之刻、討捕首之条、粉骨之至、御感恩召候也

(慶長十九年)

十二月廿四日

(家康)  
御書判

稲田九郎兵衛とのへ

〔寛永諸家系図伝〕(下之一 八八四―八八五頁)

稲田植次は示植の子で、当年十五歳だった。

③⑦ 今度於大坂表穢多、粉骨之条、阿波守達高聞、御感恩召候也

(慶長十九年)

十二月廿四日

(家康)  
御書判

山田織部とのへ

〔寛永諸家系図伝〕(下之一 八八五頁)

③⑧ 橋口内蔵助正長にも全く同文の感状が与えられている。

(下之一 八八六頁)

③⑨ 今度於大坂表穢多并伯楽淵、竭粉骨之条、阿波守達高聞、御感恩召候也

(慶長十九年)  
十二月廿四日

(家康)  
御判

(村重)  
森甚五兵衛どのへ

〔森文書〕(下之一 八七頁)

④⑩ 今度於大坂伯楽淵、合鑓追崩敵、剩討捕頭之条、粉骨之至、御感恩召候也

(慶長十九年)  
十二月廿四日

(家康)  
御書判

(氏純)  
森甚太夫とのへ

〔寛永諸家系図伝〕(下之一 八八八頁)

④⑪ 今度於大坂仙波表、蜂須賀阿波守手、紛夜切出之处、合鑓、則追崩敵之条、粉骨之至、御感恩召候也

(慶長十九年)  
十二月廿四日

(家康)  
御黒判

(政長)  
岩田七衛門とのへ

〔寛永諸家系図伝〕(下之一 八八九頁)

④⑫ 今度於大坂表伯楽淵、合鑓追崩敵、剩討捕首、粉骨之至、御感恩召候也

(慶長十九年)  
十二月廿四日

(家康)  
(花押)

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

横河次大夫とのへ

横河次大夫は備前岡山城主池田忠継の弟忠長の家臣。

〔横川文書〕（下之一 八九〇頁）

④ 今度於大坂表穢多、竭粉骨之条、御感恩召候也

（慶長十九年）

十二月廿四日

（家康）  
（花押）

箕浦勘右衛門尉とのへ

〔箕浦文書〕（下之一 八九〇頁）

箕浦勘右衛門尉は池田忠長の家臣。

〔秀忠 8〕 昨十六日之夜、於大坂仙波口、敵為夜懸、雖差出、阿波守番所以下堅申付故、無異儀、即時出合、随分之者共討捕、無比類、働、実以感恩召候、委曲本多佐渡守可申候也

（慶長十九年）

十二月十七日

（秀忠）  
御黒印

蓬菴

〔寛永諸家系図伝〕（下之一 八七九―八八〇頁）

大坂船場合戦の功をたてた蜂須賀至鎮の父蓬菴に秀忠が与えた感状である。蓬菴は当時江戸にいた。



慶長二十年・元和元年（一六一五）

④④ 今度坂上紀伊守被<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>、殊黒之馬一匹、白鳥二、并国元之漬蓼一桶到来、欣思召候、其方律儀之心底、年来心安付而、江戸留守申付候処、諸事入<sub>レ</sub>念被<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>令<sub>二</sub>満足候<sub>一</sub>、猶本多上野介可<sub>レ</sub>申候也

（元和元年）十脱カ  
正月五日

（家康）  
御黒印

（家親）  
最上駿河守とのへ

〔譜牒余録後編〕（下之二 四頁）

（登座）

④⑤ 良昭院儀、無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>、此上左衛門督事頼思召候間、万事異見尤候、委細秋元可<sub>レ</sub>申候也

（疾脱カ）

（池田忠康）

（泰勝）

（家康）  
御判

（元和元年）  
二月十七日

（家康）  
御判

（成房）  
荒尾但馬守とのへ

〔池田氏家譜集成附録〕（下之二 八頁）

家康の第二女良昭院死去に際し、荒尾成房に孫の忠繼（岡山城主）の後見を依頼した内書である。

④⑥ 於<sub>二</sub>其表<sub>一</sub>及<sub>二</sub>一戦<sub>一</sub>、敵数多被<sub>二</sub>討捕<sub>一</sub>之条、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>仕合、御感恩召候也

（元和元年）  
四月晦日

（家康）  
黒印

（長康）  
浅野但馬守とのへ

〔浅野文書〕（下之二 一五頁）

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

大坂夏の陣の初戦に大勝した和歌山城主浅野長晟への感状。

〔秀忠9〕今度於<sub>二</sub>摂州大坂仙波表<sub>一</sub>、松平阿波守陣所敵入<sub>二</sub>夜討<sub>一</sub>之刻、合<sub>レ</sub>鏖、即時追崩、剩被<sub>レ</sub>疵之条、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>働、  
感恩召候也

(慶長貳拾年)

正月十一日

(示櫃)

稲田修理亮とのへ

(秀忠)  
御判

大坂冬の陣の戦功に対する感状である。③⑤参照。以下〔秀忠20〕まで同じ。

〔譜牒余録〕(下之一 八八四頁)

〔秀忠10〕今度於<sub>二</sub>播州大坂仙波表<sub>一</sub>、松平阿波守陣所、敵入<sub>二</sub>夜討<sub>一</sub>之刻、令<sub>二</sub>高名<sub>一</sub>之条、粉骨之至、感恩召候也

(慶長貳拾年)

正月十一日

(權次)

稲田九良兵衛尉とのへ

(秀忠)  
御判

〔譜牒余録〕(下之一 八八五) ③⑥参照

〔秀忠11〕今度於<sub>二</sub>摂州大坂表穢多崎<sub>一</sub>、臨<sub>二</sub>懸合之戰場<sub>一</sub>、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>之条、松平阿波守令<sub>二</sub>洩達<sub>一</sub>之通、感恩召候也

(慶長貳拾年)

正月十一日

(宗登)

山田織部佑とのへ

(秀忠)  
御判

〔譜牒余録〕（下之一 八八六頁）<sup>37</sup> 参照

〔秀忠12〕 右と全く同文の感状が樋口正長にも与えられている。<sup>38</sup> 参照。

〔秀忠13〕 今度於<sub>二</sub>摂州大坂表織多崎并博勞淵<sub>一</sub>防戦之刻、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>之条、<sub>（蜂須賀至鎮）</sub>松平阿波守令<sub>二</sub>洩達<sub>一</sub>之趣、感思召候也

<sub>（慶長貳拾年）</sub>

正月十一日

御判<sub>（秀忠）</sub>

森甚五兵衛尉とのへ

〔森文書〕（下之一 八八七―八八八頁）<sup>39</sup> 参照

〔秀忠14〕 今度於<sub>二</sub>摂州大坂博勞淵、懸合防戦之刻、合<sub>レ</sub>鐘追崩、剩遂<sub>二</sub>高名<sub>一</sub>之条、粉骨之至、感思召候也

<sub>（慶長貳拾年）</sub>

正月十一日

御判<sub>（秀忠）</sub>

森甚大夫とのへ

〔譜牒余録〕（下之一 八八八―八八九頁）<sup>40</sup> 参照

〔秀忠15〕 今度於<sub>二</sub>摂州大坂仙波表、松平阿波陳所、敵入<sub>二</sub>夜討<sub>一</sub>之刻、合<sub>レ</sub>鐘即時追崩、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>候条、感思召候也

<sub>（慶長貳拾年）</sub>

正月十一日

御判<sub>（秀忠）</sub>

岩田七左衛門尉とのへ

〔譜牒余録〕（下之一 八八九頁）④参照

〔秀忠16〕今度於<sub>二</sub>撰州大坂今福表<sub>一</sub>一戰之時、合<sub>レ</sub>鑓被<sub>レ</sub>疵之条、粉骨之至、感恩食候也

（元和元年）

正月十七日

（義國）

戸村十太夫とのへ

（秀忠）  
御居判

〔譜牒余録〕（大）（下之一 八九一頁）

〔秀忠17〕今度於<sub>二</sub>撰州大坂今福表<sub>一</sub>防戰之刻、合<sub>レ</sub>鑓、剩数ヶ所被<sub>レ</sub>疵候条、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>働、粉骨之至、感恩召候也

（慶長貳拾年）

正月十七日

（憲忠）

梅津半右衛門とのへ

（秀忠）  
（花押）

〔羽生文書〕（下之一 八九一頁）

〔秀忠18〕今度於<sub>二</sub>撰州大坂今福表<sub>一</sub>防戰之時、合<sub>レ</sub>鑓、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>之条、感恩食候也

（慶長貳拾年）

正月十七日

（道家）

黒沢甚兵衛尉とのへ

（秀忠）  
（花押）

〔黒沢文書〕（下之一 八九二頁）

〔秀忠19〕今度於<sub>二</sub>摂州大坂<sub>一</sub>今福表<sub>二</sub>防戦之時<sub>一</sub>、合<sub>レ</sub>鑓、竭<sub>二</sub>粉骨<sub>一</sub>一条、感思食候也

(元和元年)

正月十七日

(秀忠)  
御居判

大塚九郎兵衛尉とのへ

〔譜牒余録〕(下之一 八九二頁)

〔秀忠20〕右と全く同文の感状が同日に信太内蔵助勝行に与えられている。

〔秀忠21〕今度於<sub>二</sub>其表<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>勲、依<sub>レ</sub>之類数多到来、神妙思食候、彌可<sub>レ</sub>勲<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>之肝要候也

(慶長貳拾年)

五月朔日

(秀忠)  
黒印

浅野但馬とのへ

〔浅野文書〕(下之二 一六頁)

大坂夏の陣の戦功に対する感状。④⑥参照。

年未詳

④⑦為<sub>二</sub>端午之祝儀<sub>一</sub>、帷子三、内生絹一到来、悦思食候也

五月二日

(家康)  
御朱印

多賀谷左近大夫とのへ

北大文学部紀要

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

常陸下妻城主多賀谷重経への礼状。

④8 為<sub>二</sub>重陽之祝儀<sub>一</sub>、小袖二到来、悦思食候也

九月八日

(重経)

多賀谷左近将監とのへ

(家康)  
御墨印

〔譜牒余録〕(下之二 二六七―二六八頁)

④9 為<sub>二</sub>重陽之祝儀<sub>一</sub>、小袖一重之内綾一到来、悦思食候也

九月九日

(重経)

多賀谷左近とのへ

(家康)  
御黒印

〔譜牒余録〕(下之二 二六八頁)

⑤0 為<sub>二</sub>歳暮之祝儀<sub>一</sub>、小袖二之内綾一到来、喜思召候也

十二月晦日

(重経)

多賀谷左近とのへ

(家康)  
御墨印

〔譜牒余録〕(下之二 二六九頁)

〔譜牒余録〕(下之二 二六八頁)

⑤1 為ニ歳暮之祝儀、小袖二到来、悦思召候也

十二月廿八日

(徳川頼将(頼宣))  
常陸少将殿

(家康)  
御黒印

家康の第十子徳川頼将(頼宣)への礼状。頼宣は、慶長十一年から十四年まで「常陸少将」、慶長十六年から元和元年まで「遠江中将、遠江宰相」であった。

⑤2 為ニ端午之祝儀、帷子二重之内袷一到来、喜思召候也

五月五日

(徳川頼宣)  
遠江中将殿

(家康)  
御黒印

〔権現様台徳院様大猷様御内書写〕(下之二 二七〇頁)

⑤3 為ニ端午之祝儀、帷子三之内単物一并袷一到来、喜思召候也

五月五日

(徳川頼宣)  
遠江宰相殿

(家康)  
御黒印

〔権現様台徳院様大猷様御内書写〕(下之二 二七一頁)

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

⑤④ 為<sub>二</sub>歳暮之祝儀<sub>一</sub>、小袖三到来、悦思召候也

十二月廿八日

(家康)  
御黒印

(徳川頼宣)  
遠江中将殿

〔権現様台徳院様、大猷院様御内書写〕(下之二 二七二頁)

⑤⑤ 為<sub>二</sub>端午之祝儀<sub>一</sub>、帷子五之内单物三到来、喜思召候也

五月五日

(家康)  
黒印

宗瑞

〔毛利家文書〕(下之二 二七三頁)

宗瑞は毛利輝元、関ヶ原戦に敗れ、慶長五年十月入道し幻庵宗瑞と号した。

⑤⑥ 為<sub>二</sub>端午之祝儀<sub>一</sub>、帷子五之内单物三到来、悦思召候也

五月五日

(家康)  
黒印

宗瑞

〔毛利家文書〕(下之二 二七四頁)

⑤⑦ 為<sub>二</sub>歳暮之祝儀<sub>一</sub>、小袖一重之内綾一到来、悦思召候也



十二月廿八日

黒(家康)印

宗瑞

〔毛利家文書〕(下之二 二七五頁)

58 枝柿一箱到来、悦思食候、猶大久保相模守可<sub>レ</sub>申候也

二月十八日

御(家康)印

小笠原靱負(長臣)とのへ

〔書上古文書〕(下之二 二八〇頁)

小笠原靱負長臣への礼状。

59 為<sub>三</sub>歳暮之祝儀、小袖一重到来、喜思召可<sub>レ</sub>申也(正信)

十二月廿八日

黒(源家康)印

津輕右京亮(為信)とのへ

〔津輕文書〕(下之二 二八四頁)

60 柄杓五到来、悦思食候、猶本多佐渡守可<sub>レ</sub>申候也(正信)

卯月十五日

御黒印(家康)

北大文学部紀要

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

檀村孫兵衛とのへ

〔譜牒余録後編〕（下之二 二八七頁）

⑥1 為ニ端午之祝儀、帷子三之内生絹一到来、悦思召候也

五月五日

黒（源家康）印

秋田藤太郎とのへ  
（実季）

〔秋田家文書〕（下之二 二九九頁）

中村孝也氏は「源家康」印から、慶長七年頃から同十年或は十四年頃までのものとする。

⑥2 遠路大鷹二并蠟燭三百挺到来、悦思食候也

八月十八日

黒（源家康）印

秋田藤太郎とのへ

〔秋田家文書〕（下之二 二九九頁）

⑥3 為ニ重陽之祝儀、小袖一重到来、悦思召候

九月九日

黒（源家康）印

生駒藤太郎とのへ  
（秋田実季）

「恕家康」印は慶長十四年以後という。

64 為端午之祝儀、帷三之内単物一到来、悦思召候也

五月五日

（恕家康）  
黒印

（実季）  
秋田城之介とのへ

〔秋田家文書〕（下之二 三〇一—三〇二頁）

#### 四、ロドリゲスのいう「渡航免許状」と自敬表現

ロドリゲスが『日本文典』で自敬表現の用いられる文体で書かれるとした「渡航免許状」がどのような文書を指したものであるのか、実は明らかではない。

岩生成一氏の『朱印船貿易史の研究』（弘文堂 昭和三十三年）によれば、豊臣秀吉の朱印船制度の創設は文禄元年（一五九二）頃といわれているが、秀吉の下附した海外渡航船の朱印状の現存するものは絶無で、その形式を明らかにすることが出来ないという（同書四八頁）。なお、秀吉が朱印状を与えたのは京都の茶屋四郎次郎、角倉了意、伏見屋、堺の伊豫屋、長崎の末次平藏、荒木宗右衛門、糸屋随右衛門、船本彌平次等の船九艘であり、豊光寺承兌がその事に当った。（村上直次郎『増訂異国日記抄』序説 異国叢書 昭和四年 昭和四十一年改訂複製版 雄松堂書店）

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

徳川家康は、関ヶ原の戦の後、慶長六年（一六〇一）頃から異国渡海朱印状を交附し、ルソン、安南、シャム等との交易を公認しているが、家康の朱印状の書式は定まっています。金地院崇伝が「異国御朱印帳」に示した形式によるもので、自敬表現の用いられる余地などない単純明瞭な文言である。

自日本到

西洋舟也

右

慶長第十三戌申年正月十一日

御朱印

「ゴジュインと称する朱の印の免許状」について、フロイスは「公方様又は日本の諸王の免許状は文言は極めて簡短にして意味は深長なり」とその書簡に記している。（村上直次郎訳「耶蘇会士日本通信上」『イエズス会日本年報上』四五二頁、四五五頁 新異国叢書 昭和四十四年 雄松堂書店）

十六世紀から十七世紀にかけての西洋諸国との交渉文書については、異国叢書の『異国往復書翰集』（村上直次郎訳註、雄松堂書店 昭和四年初版 昭和四十一年改訂復刻版）に四十七通が集成されている。そこに収載された秀吉の台湾やフィリピン諸島への入貢を促した文書を含む六通の書状は何れも純粹の漢文、即ち中国語文であって、自敬表現は全く用いられていない。これは、外国との正式の外交通商文書は日本語文としては書かれなかったためである。同じ異国叢書に収められた『増訂異国日記抄』（村上直次郎訳註）の附録「異国御朱印帳」には慶長九年正月十三

日から元和二年正月十一日に至る期間に家康の名で発行された渡海朱印状百七十八通が見出される。これらの外交、通商文書や、渡海朱印状は、秀吉の時代から外交文書を扱った豊光寺承兌が家康の時代にも取扱ったが、慶長十二年十二月二十七日に歿した。その跡を円光寺元估<sup>(註3)</sup>が引きついでだが、慶長十七年五月二十一日に歿し、以後、金地院崇伝が担当した。

ロドリゲスのいう「渡航免許状」は家康の「渡海朱印状」でないことは明らかである。秀吉の朱印状は岩生氏の説く如く全く不明であるが、豊光寺承兌は秀吉の外交文書事務に携っていて、その経験を家康に買われたのであるから、その文書の形式は、ほぼ同様のものではあったらうと思われる。

外国への渡航免許状がこの渡海朱印状であるとすれば、外国からの来航許可はどのようなものであったかという点、家康の発行した来航許可朱印状がそれである。家康は慶長十一年から十八年にかけて、十一通の外国船に対する来航許可朱印状を発行しているが、そのいずれにも自敬表現は用いられていない。家康の外交関係の文書は、正式のもの、純粹な漢文即ち中国語文で書かれた。それに携ったのは、前述の豊光寺承兌、円光寺元估、金地院崇伝等の僧侶であるが、その文書作成の記録である「異国日記」によって、書状の作成の経緯や体裁、内容等を知ることができる。その中で、書状の文体と表現について、下命のあることが記されていて注目されるが、家康の来航許可朱印状等に候体が用いられる場合には特に「日本の文体」で書くようにと指示されている。以下に文体・表現について記されている箇所を示す。

一、慶長十四年七月七日、駿府御本丸へ圓光寺同道して出仕候処ニ、<sup>(本多上野介正純)(後藤庄三郎光茂)</sup>本上州、後庄左被仰渡候ハ、呂宋ヨリ<sup>ルイス</sup>類主  
来、書札上申候仮名ニ平文言ニテ候ヲ御失却候、大方之心得ハ先年御制札被下恭候、黒船関東へ可相渡候、ふら

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

て、伴天連被加御憐愍候様ニナト、ノ文言ニ候、呂宋ノ守護、先年ニ替、永々居住候由申来、其返書調候様ニと被仰候、則相調候文言如何ニモ平話ニ耳近様ニと仰ニ候、與圓光寺相談、伝書之、

日本国 源家康、報章

呂宋国主 麾下

来書披見、忻然、抑本邦之人等、於、貴域行非法之旨、就達聞、制書相渡之處、被任其趣、平均安靜尤可然、貴国守護相替旧年、永可有逗留段、珍重、如例年、黒船至關東、可被相渡由、其節委曲可承知、次居住之伴天連、聊不可有疎意、猶期後音時者也、

慶長己酉、孟秋七冀

御朱印

右大高ニ書之、上包ハ大高ヲ横折ニシテ包ミ、上下ヲ折返ス、上ニ書付無之、但御朱印ハ、七月廿一日ニ、以下数通一度ニ被押候也。

(一七一—一八頁)

(慶長十四年七月)

一、同十一日頃於 御本丸、本上州被仰候ハ、ヲランダヨリ御書ヲ上候(中略)、此返書認、下書上可申由也、圓光寺御書候、此書ハ少文体可然様ニト仰ニ候

日本国主 源家康、復章

阿蘭陀国主 殿下

遠伝 信書披而見之、則近如対高顔殊投贈四種之万物、觀悦有余、抑從 貴邦遣異域兵船、大將裨將許多軍衆之

内、到着本邦松浦津、殊與陋邦可有和睦堅盟、予所希也、兩國同志、則縱雖隔千里之海陸、年々往来、何有異哉、於陋國正無道令婦有道也、依之渡海商客安居必矣、貴邦真如路數人、遣置本邦可被立館舍之地、着船之湊、任貴國意分与之、自今以往、彌可修隣交者也、余事付在船主舌頭、惟時秋天、残暑尤甚而已、自當不備、慶長十四、龍集己酉、孟秋二十五莫

御朱印

(二二—二四頁)

「少文体可然様ニ」というのは、然るべき丁寧な文章表現を行なうようにとの指示である。

一、日本国 征夷大將軍秀忠、復章

五和国刺史 机下、

檄書来着、特異邦之土宜、所罕

見尤感欣有余、委悉附与佐渡守

正信毫端、而令略者也

慶長十七曆、季秋中浣

御判

此將軍様之御書者、間ニ合鳥子、下絵有、二ツニキリテ半枚ニ書、常ノ豎文ホトニ卷テ、架籠モ細ク、是モ下絵ノ鳥子ニテ、上ニツキ目有テ、中ホトニ朱印一ツ押テ、書付ハ無之也（中略）

北大文学部紀要

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

右之書ハ江戸ニテ誰人書トモ不存候、右ニハ上様より五和国ヘノ返事被成間敷ト御謄候ヘ共、長谷川忠兵ヘ從江戸登、直ニ將軍様御返書之儀被申上候ニ付而、其様子ハ国大名ヘノ御書ノ趣ニ候と被申上候、然ハ其通ニ御返書調候ヘト被仰出候故御書相調候案紙在左、

一、日本国 源家康、報章

五和国刺史 摩下、

手簡披閱殊方物領之、不堪忻感、委悉

附上野介正純筆舌者也

慶長十七、龍集壬子、九月 日

御印

(一一一—一五頁)

文書の相手の地位によってそれにふさわしい表現への配慮があったことがわかる。また、国王等への文書には、家康が一々目を通した。慶長十七年六月廿日に下書をした「濃毘教般国主」(ノビスハンヤ、新イスパニア、即ちメキシコ)への返書について金地院崇伝は、次のように書き残している。

右ノ下書ヲ六月廿二日御城持参、直ニ備上覽、文言叶御気色、則可清書旨被仰也、(中略)廿四日ノ朝、清書仕候、廿二行也、二行二十八字(中略)奥ノ年号ヲハ一行ヲキテ書之、御朱印ハ年号ノ奥ニ、年号ヨリ上テ被為押候也  
右清書、廿四日御城ヘ持参、直ニ備上覽、相叶御気色、頓而被為押印旨御謄也



外国への返書を急ぐ場合には、駿府城内で「圓光寺」相談、御広敷にて即席ニ御返書調候」(慶長十四年十月六日条、四五頁)ということもあり、また、「おらんだへ、日本ノ文体ニテ御朱印可被遣、文言調、御右筆へ可申渡由也、則一紙ニ此一ツ書給候」(慶長十四年七月十七日条、二四頁)として、次の来航許可状を記している。(二五頁)

おらんだ船、日本へ渡海之時、何之津え、雖為着岸、不可有異儀候、向後守此旨、可被往来、聊疎意有間敷候也、仍如件

慶長十四年七月廿五日

御朱印

これは、「はたん」(村上直次郎氏の注によれば Patani かという。以下同じ)の「ぢやくするうんべいけ」(Jacob Groenewegen)と、「じやはん」(Java)の「ふらんす ひったる」(François Wittert)、「あふらはむはん どん ぶぐく」(Abraham van den Broeck)、「あふあす へんけ」(Nicolaes Puijck)の四名に同文のものが与えられている。

家康の出した来航許可状を以下に四通掲げてみるが、前にも述べた如く、「日本の文体」で書かれたものにも自敬表現は見出せない。

①日本へ商船被<sub>レ</sub>渡候者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>疎略<sub>一</sub>候、国々所々雖<sub>二</sub>何之津湊<sub>一</sub>、如何様ニ商売候共、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>心安<sub>一</sub>候、押買押

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

売違乱在<sub>レ</sub>之間敷間、舟何程成共渡海可<sub>レ</sub>然候、委曲從<sub>ニ</sub>安仁方<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>申候

慶長十一年丙午拾月十日

(家康)  
御印

ハンナンドミゲル  
半南土美解留

ジャコベックラナカ  
閣古辺果伽羅那加

〔異国御朱印帳〕(下之一 四九九―五〇〇頁)

ハンナンドミゲル (Ferdinand Michielszoon) は大泥<sub>バタ</sub>のオランダ商館長で<sub>シヤム</sub>暹羅貿易を管理していた。ジャコベク  
ツカラナカ (Jacobquaekernaek) はオランダ船の船長。

② 此船来春帰朝之時、雖<sub>ニ</sub>何之浦著岸<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>者也

慶長十二年六月二日

朱印

(源家康  
惣忠)

(西)  
るいす

〔本受寺文書〕(下之一 五一―四頁)

「西るいす」は本名西宗真、家康の命でキリシタンに入り、ルソンの国情を探るため渡航したという。慶長十七年にも家康から来航許可朱印状を与えられている。

③多すはんや、とふけ、てい、れるま申給へのひすはんやより日本え黒船可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>渡由、前呂宋国主被<sub>二</sub>申越<sub>一</sub>候、於<sub>二</sub>日本<sub>一</sub>何之湊へ雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>著岸<sub>一</sub>少も疎意在<sub>二</sub>之間敷候、委細此伴て連、ふらい・るいす・そてろ可<sub>レ</sub>申候

慶長十四年十二月二十八日

朱印  
(家康)

〔西班牙国セビーヤ市印度文書館文書〕(下之一 六〇二頁)

「多すはんや」はイスパニア、「とふけ、てい、れるま」はドケレデレレルマ (Dugue de Lera) でルソン太守。  
「伴て連ふらい・るいす・そてろ」は伴天連 Fray Luis Sotelo。

④一、いきりすより日本へ、今度初而渡海之船万商売方之儀、無相違可仕候渡海仕付而へ諸役可令免許事

一、船中之荷物之儀へ、用次第目録ニ而可召寄事

一、日本之内何之湊へ成共、着岸不可有相違、若難風逢、帆船絶、何之浦々へ寄候共、異儀有之間敷事

一、於江戸、望之所ニ屋敷可遣之間、家を立、致居住、商売可仕候、帰国之義ハ何時に而も、いきりす人可任心

中、付、立置候家へ、いきりす人可為儘事

一、日本之内ニ而、いきりす人病死なと仕候者、其者之荷物、無相違可遣之事

一、荷物おしかい、狼藉仕間敷事

一、いきりす人之内、従者於有之者、依罪軽重、いきりすの大將次第可申付事

右如件

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

慶長十八年八月廿八日

御朱印

いんきらていら

「いんきらていら」はイギリスのこと。

イギリス東インド商會派遣のクロープ号司令官ジョン・セーリスが平戸に來航し、ジェールズ一世の國書とともに呈した通商覺書に対する朱印狀である。この朱印狀によつて、平戸にリチャード・コックスを商館長、ウィリアム・アダムスを館員としてイギリス商館が開かれた。

では、ロドリゲスは、どのような渡航免許狀を見てその文典の記述を行つたのであろうか、現存する家康文書からは、ロドリゲスの記述に當るものを見出すことができないが、「仰せ出ださる」というのは奉書式の文書の書き出しであるから、そういう様式の秀吉の渡航免許狀があつたのであろうか。現存する秀吉のその種の文章がない以上は推測にとどまるしかないが、参考までに、天正十七年十月、秀吉が肥前松浦鎮信に海賊「てつくわい」の捕縛を命じた文書を掲げてみよう。

急度被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>候。日本國々之事者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、海上迄靜謐ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候故、從<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>令<sub>二</sub>懇望<sub>一</sub>相渡候進物之船罷出候  
処、去春其方自分領号ニ商売船てつくわいと申唐人為<sub>二</sub>大將<sub>一</sub>八幡ニ罷越、彼唐船之荷物、令<sub>二</sub>海賊<sub>一</sub>候由、被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>

〔増訂 異國日記抄〕（一八四—一八七頁）

候間、右之商売舟之由申候て、去春罷出候てつくわい、其外同船之輩、何も不<sub>レ</sub>殘可<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候。於<sub>二</sub>此方<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>御  
紀明<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。自然彼者共、何角申族有<sub>レ</sub>之、於<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>者、其方迄可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>候条、成<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>、早々可<sub>二</sub>  
差上<sub>一</sub>候。猶小西撰津守可<sub>レ</sub>申候也

十月三日 朱 印

松浦式部卿法印

〔松浦文書〕（岩生成一『朱印船貿易史の研究』四七頁）

或は、秀吉の渡航免許状の中に、次に示すような北条氏政が伊勢の角屋七郎次郎に与えた沿岸航路船の朱印状のよ  
うな奉書体のものがあつたのかも知れない。

右任<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>御印判被<sub>レ</sub>遣候、無<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>出船<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>者也。仍如件

(天正五年)  
丁丑五月六日

安藤 奉

〔角屋文書〕（岩生成一『朱印船貿易史の研究』三八頁）

#### 註

(1) 天文十七年（一五四八）生れ。字は西笑、相国寺住職を経  
て、文祿三年、秀吉に伏見大光明寺を与えられ、寺社と外国  
文書を掌った。家康も承兌に寺社と外交文書を掌らせ、鹿苑

寺住職とし、豊光寺を建立して与えた。慶長十二年（一六〇  
七）歿。

(2) 永禄十二年（一五六九）生れ。南禅寺金地院住職。慶長十  
三年家康に招かれ、駿府で寺社、外交文書を取扱った。家康

徳川家康・徳川秀忠文書の自敬表現

歿後、江戸に移って重用された。寛永十年（一六三三）歿。

（3）天文十七年生れ。足利学校住持を経て、秀吉、家康に重用

され、承応歿後、その後を継いで寺社と外交文書を掌った。  
慶長十七年（一六一二年）歿。

五、おわりに

以上、ロドリゲス『日本文典』の自敬表現記述の背景となる十六世紀末から十七世紀初頭にかけての支配者の中で徳川家康、徳川秀忠の文書に見える自敬表現の実態を探り、また、ロドリゲス「渡航免許状」に見られる自敬表現についての探索を行ってみた。

その結果、自敬表現の文書への現われ方と家康の政治的地位とは密接な関わりがあり、意識的意図的に家康は、伝統的なこの文体をとり入れることによって、自己の権威を言語的にも確立していったと言えよう。それは、自己の領国の家臣団から関ヶ原の戦い以後、自己に臣属する全国の大名にまで及ぼされていたのであった。が、その文言は、「思召す」「思し召さる」「悦びに思召す」「聞し召さる」から「御感に思し召す」「御満足に思し召す」「祝著に思し召さる」「感悦に思し召す」「神妙に思し召す」など「おぼしめす」類の表現にかなりヴァリエティに富んだ用い方が見られる。秀吉や家康にも対面したというロドリゲスであるから、その自敬表現記述は、当時の「関白」や「公方」の文書の文体をよく把握した上でのものであったと言えよう。但し、家康文書の自敬表現の実態から見ると、ロドリゲスが、「公方」と言っているのは、足利将軍のことであろう。「関白」は恐らく豊臣秀吉のことを頭に置いていたであろう。しかしながら、渡航免許状の自敬表現については、秀吉の渡航朱印状が現存していないこともあるが、家康、

秀忠の発行したものの例からみて、自敬表現が用いられていたとは考えにくい。特に貿易を求めてくる外国船に対するものには、自敬表現を用いた文書を与えれば、尊大に構えていると受け取られることは必定であるから、そのようなものは発行されなかったし、発行された筈もない。考えられるのは、国内向けの渡航免許状であるが、朱印船貿易の朱印状は簡単な文言で自敬表現などの入る余地のない事務的なものである。奉書式の渡航免許状の存在が確認できれば、ロドリゲスの記述の確かな裏づけとすることができようが、現在のところ、北条氏政が角屋七郎に与えたような奉書体の朱印状のようなものがあつたのではないかという推定にとどまるほかはない。

**補註** 秀吉の自筆書状に見える自敬表現の例を示す。正妻ねねや側室たちへの書状には自らを「てんかさま」「大かうさま」と称し、自敬表現を用いている。

。一日はぎりの文給候。さためて、きやう中けんふつにひま  
いり候についてと、おほしめし候へは、うらみとも存し申  
候。かしこ。  
(義理) (見) (他) (原)

(天正十四年)  
五月廿七日

(乳母)  
まあめの

てんかさま

(前田摩阿姫宛「保阪文書」)

。かならずくこうらいのみやことり候て、やかてく大か  
うさまも御さ候はんとおほしめし候  
(文禄元年五月六日、名護屋陣中から北政所宛)

桑田忠親『太閤書信』(地人書館 昭和十八年)による。

### 追記

豊臣秀吉文書の自敬表現については、本稿脱稿後、昭和五十六年十一月八日に北大国文学会秋季大会において、「文体としての自敬表現」の本質——豊臣秀吉文書・徳川家康文書の場合——として口頭発表を行った。その文章化したものは、『金田一春彦博士古稀記念論文集』(三省堂 昭和五十八年刊行予定)に発表するので参照されたい。